

教室会員規約目次

- 第1条（目的）
- 第2条（教室会員）
- 第3条（教室会員の特典）
- 第4条（会員証）
- 第5条（入会）
- 第6条（入会金）
- 第7条（会費）
- 第8条（退会）
- 第9条（休会）
- 第10条（滞納）
- 第11条（除名）
- 第12条（会員資格の喪失）
- 第13条（届出事項の変更）
- 第14条（会員種別の変更）
- 第15条（規約の変更）

教室会員規約

第1条（目的）

一般社団法人世田谷音楽指導者協会（以下、「SMTA」と称する。）定款第5条乃至第9条を受けて、当会員規約を設定する。

第2条（教室会員）

教室会員は、当法人の目的に賛同し、事業を支持する個人事業主とする。

2 教室会員は、社員総会における議決権を有しない。

第3条（教室会員の特典）

教室会員は、次の会員特典を受けることができる。

- ① セミナー、勉強会、座談会等、SMTA が主催する企画に割引価格で参加すること
- ② SMTA が主催する会員指導者のための演奏会に参加すること
- ③ SMTA が主催するコンクールに、会員指導者の生徒が割引価格で参加すること
- ④ 生徒の募集をすることや生徒の紹介を受けるために SMTA のホームページに掲載されること
- ⑤ 会員指導者又はその生徒がピアノを割引価格で購入すること
- ⑥ SMTA が提携するサロンホールを割引価格で借りること
- ⑦ 教室の合同発表会のマッチングを受けるために SMTA のホームページに掲載されること

第4条（会員証）

当法人は会員に、氏名、会員種別、会員番号、有効期限等を印字した会員証を発行する。

- 2 会員証は、会員証に印字された本人以外の使用を認めず、また、貸与や譲渡をしてはならない。
- 3 会員証の紛失、毀損等により、会員証の再発行を受ける場合は、当法人所定の用紙による届出をし、その承認を得なければならない。
- 4 会員証の有効期限は、会員資格の期限とし、資格を喪失したときは会員証を

速やかに返還しなければならない。

第5条（入会）

当法人に教室会員として入会しようとする者は、定款第3条の目的に賛同し、入会申込書を代表理事に提出して承認を得るものとする。

第6条（入会金）

教室会員の入会金は、5,000円とする。

2 既納の入会金は、いかなる場合も返還しないものとする。

第7条（会費）

教室会員の会費は、年額10,000円とする。

2 当法人の会期は4月1日から翌年3月31日とし、毎年4月30日までに当会期分の会費を支払うものとする。

3 会期の途中で入会した場合は、次の通り当期の会費を支払うものとする。

- ① 4月から9月に入会 全額
- ② 10月から2月に入会 半額
- ③ 3月に入会 なし

第8条（退会）

教室会員は、当法人が発行した会員証を添えて、いつでも退会することができる。但し、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第9条（休会）

教室会員は、2年間に限り休会をすることができる。

2 休会中の会費を支払う必要はない。但し、会期の途中で休会した場合、その会期分の会費の全部又は一部を復会後の会費に充当することはできない。

第10条（滞納）

教室会員が本規約第7条に定める期限までに会費を支払わない場合は、会費を滞納したものとする。

2 引き続き2年以上会費を滞納した場合は、退会となり、教室会員資格を喪失

する。

第11条（除名）

教室会員が次のいずれかに該当した場合、又は当法人が教室会員として不適格と認めた場合は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により除名することができる。

- ① 虚偽の申告をした場合
- ② 本規約に違反した場合
- ③ 当法人の名誉を毀損した場合
- ④ 当法人の目的に反する行為があった場合
- ⑤ 教室会員としての義務に違反した場合

第12条（教室会員資格の喪失）

教室会員は、本規約に定めるもののほか、死亡し、若しくは失踪宣告を受けたときには会員資格を喪失する。

第13条（届出事項の変更）

教室会員が当法人に届け出た氏名、住所、連絡先等に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人に届け出るものとする。

第14条（会員種別の変更）

教室会員が会員種別の変更をする場合、会員種別変更申込書を当法人の代表理事に提出して承認を得るものとする。

第15条（規約の変更）

本規約の変更について、教室会員は、当法人から変更内容を通知した後に会員証を利用したとき、又は会報を受け取ったときは、変更後の教室会員規約を承認したものとする。

附則

令和3年12月1日 施行